

○箱根町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律  
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年9月28日

条例第20号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(町の責務)

第3条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び町長又は箱根町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の第1欄に掲げる機関は、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第3欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 町長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で

同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができ  
る。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利  
用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他  
の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられて  
いるときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表  
第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事  
務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合にお  
いて、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他  
の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられてい  
るときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

機関	事務
町長	重度障がい者医療証助成に関する事務であって町長が指定するもの
	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例(昭和44年神奈川県条例第9号)による市町村経由事務であって規則で定めるもの
	箱根町小児医療費助成に関する事務であって町長が指定するもの
教育委員会	箱根町育英奨学金条例(平成11年箱根町条例第4号)による奨学金及び入学資金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
	箱根町育英奨学金条例による奨学金及び入学資金の返還に関する事務であって規則で定めるもの

就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
町長	重度障がい者医療証助成に関する事務であって町長が指定するもの	地方税関係情報であって町長が指定するもの
	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例による市町村経由事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	箱根町小児医療費助成に関する事務であって町長が指定するもの	住民票関係情報であって町長が指定するもの
		地方税関係情報であって町長が指定するもの
箱根町ひとり親家庭等医療費助成に関する事務であって町長が指定するもの	住民票関係情報であって町長が指定するもの	
	地方税関係情報であって町長が指定するもの	

別表第3(第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員会	箱根町育英奨学金条例による奨学金及び入学資金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの	町長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
			箱根町印鑑条例(昭和58年箱根町条例第1号)による印鑑に関する情報であって規則で定めるもの
教育委員会	箱根町育英奨学金条例による奨学金及び入学資金の返還に関する事	町長	住民票関係情報であって規則で定めるもの
			戸籍関係情報であって

務であって規則で定めるもの		規則で定めるもの
就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	町長	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの